

平成31年診療日数計画

1. 平成31年診療日数計画

月	無休	祝日のみ	日・祝日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1月	31	27	23	20	19	19	19	19	19
2月	28	27	23	20	19	19	19	19	19
3月	31	30	25	21	21	21	22	20	20
4月	30	28	24	20	20	20	20	20	20
5月	31	25	22	19	18	18	18	18	19
6月	30	30	25	21	21	21	21	21	20
7月	31	30	26	22	21	21	22	22	22
8月	31	30	26	23	22	22	21	21	21
9月	30	28	23	20	19	19	19	19	19
10月	31	29	25	22	21	20	20	21	21
11月	30	27	24	21	20	20	20	19	20
12月	31	30	25	21	20	21	21	21	21
合計	365	341	291	250	241	241	242	240	241
月平均	30.4	28.4	24.3	20.8	20.1	20.1	20.2	20.0	20.1

2. ゴールデンウィークの10連休対策は？（アンケート結果）

区分	回答数/診療所数	診療日数 (10連休中)	考慮中	36協定 済	36協定 未済	36協定 不明
歯科	178/260	1.79日	82	54	116	90
医科	28/46	1.35日	18	7	16	23
合計	206/306	1.73日	100	61	132	113

3. 休日出勤した場合の取扱い（労働基準法）

区分	割増賃金	備考
時給精算	なし	週1回、週40時間（44時間）を満たしている場合
振替休日	なし	休日出勤日まえに振替休日を指定する
代休	あり	休日出勤後に代替りの休日を与える

冬季休業のお知らせ

冬季休業期間：平成30年12月29日（土）から平成31年1月3日（木）

平成31年1月4日から通常営業いたします

良いお年をお迎えください

歯科会計

金属関係の決算処理

税務調査においても指摘事項として多い金属関係の決算処理についてまとめます。

1. 診療所内金属の処理

(1) 購入金属の在庫

診療用に購入した金属の未使用分については、決算期末（個人の場合は12月末）での数量をカウントして購入時の単価を乗じて棚卸表に記入して下さい。

決算期末で購入した金属の数量が漏れる場合がありますのでご注意ください。

(2) 金属くずの処理

- ① 患者さんの口腔内から外した金属や技工上生じた金属くずは金属再生業者に売却していると思いますが、金属くず等を再生業者に渡した日（入金した日ではなく）が収入計上（雑収入）の日となります。
- ② よって、再生業者に渡して換金を保留している場合でも渡した時点で収入計上することが原則です。
- ③ 金属くず等を再生業者以外に渡して処理している場合には、それを証明するような書面を取付けておくことが必要です。（寄付等の場合）
- ④ 金属再生業者からの売却代金については振込によることをお勧めいたします。
- ⑤ また、金属再生業者からの取引報告書については保管するようにお願いします。

2. 診療所外金属の処理

(1) 外注技工所に金属を渡している場合

歯科医院側で金属を購入して、技工に必要な金属を技工所に渡している場合には決期末時点での未使用分の数量についての報告を受けて棚卸表に記入することが必要です。単価については購入時の単価を使用します。

(2) 外注技工所が金属を購入している場合

技工所側で金属を購入している場合については、歯科医院側では金属についての在庫処理については必要ありません。

第6回安心会計ボーリング大会に 多数のご参加ありがとうございました

今回は8チーム、60人弱のご参加をいただき第6回安心会計ボーリング大会を実施いたしました。ハンデ戦により個人賞は神澤様（かんざわ歯科クリニック）、チーム賞はかんざわ歯科クリニック様が優勝、ベストグロ賞は伊藤様（株式会社プラウド）という結果となりました。

成績表及び各賞品については後日、お届けいたします。

来年も多数のご参加をお待ちしております。

ドクター会計

医療機器等の税務処理

今年も残すところあとわずかになりました。個人のお客様、12月決算の法人は12月が決算月となります。利益が出ているお客様は今からでも間に合う利益圧縮方法として、30万円未満の少額資産の購入がおすすめです。また、今年高額な医療機器、ソフトウェア等を購入されている場合も、それぞれ税制上の特典があります。今回は医療機器の税務処理についてまとめました。

1. 30万円未満の一括損金算入

《制度の概要》

中小企業者等（従業員1,000人以下）である青色申告者が、1個または1組の取得価額が30万円未満の少額減価償却資産を購入した場合に、購入金額を経費計上することができます。

《適用期限》

平成30年度税制改正により期限が2年延長され、平成32年3月31日までとなっています。

《適用上限》

年間300万円が上限となります。（事業年度が1年に満たない場合は月数按分されます）

また、消費税については経理方法によりますが、税込金額で判定してください。

《一括償却資産との比較》

取得価額が10万円以上、20万円未満の減価償却資産は一括償却資産として3年間で償却する方法もあります。一括償却資産を適用した場合には、固定資産税の一種である償却資産税の対象とならないため、即時償却の必要がない場合には一括償却資産を適用することも考えられます。

2. 医療機器の特別償却

《制度の概要》

医療保険業を営む青色申告者が1台の取得価額500万円以上の高度な医療機器を購入した場合、通常の減価償却費の他に購入価額の12%の「特別償却」を経費に算入することができます。

《適用期限》

平成31年3月31日までに取得し、事業の用に供する必要があります。

3. 中小企業投資促進税制

《制度の概要》

中小企業者等である青色申告者が対象設備を取得した場合、30%の特別償却または7%の税額控除を受けることができます。

《対象設備》

平成29年の税制改正で器具備品（パソコン等）が対象外となったため、具体的にはレセコン等のソフトウェアのみが対象となります。

《適用期間》

平成31年3月31日までに取得し、事業の用に供する必要があります。

医療承継

民法改正（相続法）

平成 30 年 7 月に約 40 年ぶりに遺産相続などに関する民法改正案が成立・公布されました。社会の高齢化の進展に伴い、相続開始時における配偶者の年齢も相対的に高齢化しており、残された配偶者の生活への配慮の観点、その他相続をめぐる紛争を防止する等の観点から多岐にわたる改正項目が盛り込まれています。

下記①～⑧は配偶者保護のための制度となっています。

改正項目	要点	施行日
① 配偶者短期居住権の新設	被相続人と同居していた配偶者は、遺産分割協議が成立するまでの間又は相続開始の時から 6 ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までの間、引続き無償で住み続けることができるとするもの。	2020 年 4月1日
② 配偶者居住権の新設（長期居住権）	配偶者が亡くなるまでの終身的居住権を保護しようとするもの。遺産分割協議の中で財産として取得する、もしくは遺言・死因贈与契約により配偶者に取得させることも可能。	2020 年 4月1日
③ 配偶者への居住用不動産の贈与・遺贈に対する持戻し免除の意思表示の推定規定	婚姻期間 20 年以上の配偶者に対し、居住用不動産を遺贈又は贈与した場合、これが特別受益と評価されず遺産分割の計算対象から対象外に。配偶者が自宅以外の財産を従来より多く受け取れることに。	2019 年 7月1日
④ 預貯金債権の払い戻しに係る仮払い制度等の創設	葬儀費用の支払や相続人の生活の支弁等必要あると認められた場合、遺産分割前でも一定限度額まで預貯金債権の単独での払い出しが可能に。	2019 年 7月1日
⑤ 自筆証書遺言の方式緩和と遺言書の保管制度の創設	自筆証書遺言で、財産目録部分のみ自書ではなくパソコン等での作成が認められる。また法務局での保管制度が創設される（2020 年 7 月 10 日施行）。	2019 年 1月13日
⑥ 遺留分減殺請求権が金銭債権化	遺留分権利者は侵害額に相当する金銭での支払を請求できるように改正。金銭での精算が原則に。	2019 年 7月1日
⑦ 遺言の効力の見直し（第三者対抗要件）	従来は相続させる旨の遺言があれば未登記でも第三者に対抗できたが、改正後は相続登記がなければ対抗できない。	2019 年 7月1日
⑧ 相続人以外の者の貢献の考慮	相続人でない親族も、被相続人の介護や看病に貢献した場合は金銭請求可能に。	2019 年 7月1日

改正後は配偶者への自宅贈与（特例利用）やその他の生前贈与の増加が予想されます。